

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百五十二号（電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から施行する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔1 略〕</p> <p>2 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロの総務大臣が別に告示する契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした届出媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五條の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔二 略〕</p> <p>3 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ハの規定により電気通信事業者があらかじめ基準を定める条件は、次に掲げる規定について、その遵守状況を検証等することができる基準を定めることとする。</p> <p>一 法第二十六條（法第七十三條の三において準用する場合を含む。）</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五條の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 法第二十六條</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。